## 令和4年3月15日開催 静岡県森林審議会(林地保全部会)議事録

審議事項:林地開発許可について

令和4年3月28日

## 議事録署名人 ■■ ■■

事務局	定刻となりましたので、令和3年度静岡県森林審議会第4回林地保
(松野課長代理)	全部会を開催します。
	森林保全課の松野です。よろしくお願いします。
	本日は、個別諮問案件1件の御審議と、包括諮問案件7件の答申報
	告に対し、御意見等を伺いたいと思います。
	それでは、はじめに、森林保全課長の宮崎から御挨拶申し上げます。
事務局	(挨拶)
(宮崎課長)	
事務局	次に、議長の選任に移りたいと思います。静岡県森林審議会運営規
(松野課長代理)	程第6条に規定する林地保全部会では、森林の開発行為の許可及び保
	安林の解除に関する事項の審議をしていただきます。また、部会に属
	すべき委員並びに部会長は、審議会本会議の会長が指名することとな
	っています。すでに会長から、新しい4名の委員と部会長が指名され、
	部会長は今泉委員が指名されています。
	また、静岡県森林審議会林地保全部会運営規程第6条では、部会長
	が会議の議長をすることになっておりますので、今泉部会長に議長を
	お願いしたいと思います。
	今泉部会長、よろしくお願いします。
今泉議長	それでは、次第に基づき審議を進めますが、今回から新しく委員に
	就任していただいた方もいらっしゃいますので、初めに自己紹介をお
	願いします。
	(委員自己紹介)
	委員の皆様には、円滑に審議が進みますよう御協力をお願いします。
	続きまして、審議に入る前に、傍聴希望者の有無について事務局か
	ら報告してください。
事務局	本日は、傍聴希望者がおりませんので、公開、非公開を分けずに審
(松野課長代理)	議をお願いします。
今泉議長	ただいま報告がありましたが、本日は、傍聴者がおりませんので、
	非公開部分を分けずに審議を進めます。
L	

	てんでは、 古教兄もこ次性の体部及び中日数についてお生してした
	それでは、事務局から資料の確認及び定足数について報告してくだ
-t- 74- ID	さい。
事務局	委員の皆様には、予め令和3年度第4回静岡県森林審議会林地保全
(松野課長代理)	部会   資料」を郵送しております。また、水色のファイルの「例規集」 
	を机に置いております。
	資料は、お手元にございますでしょうか。
委員一同	はい。
事務局	よろしければ、次に定足数の報告をいたします。
(松野課長代理)	本日は、委員4名に御出席いただいており、静岡県森林審議会運営
	規程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告しま
	す。
今泉議長	本日は、個別諮問案件が1件、包括諮問案件が7件とのことです。
	委員の皆様には、積極的な発言と、審議の円滑な進行に御協力をお願
	いします。
	なお、本日の議事録署名人については、名簿順にお願いしておりまし
	て、■■委員にお願いいたします。
今泉議長	それでは、議案(1) 個別諮問案件の審議に移ります。事務局から説
	明してください。
事務局	まず、ピンク色のファイルのインデックス「個別諮問」、「議案・林
(松野課長代理)	地開発許可について」を御覧ください。
	今回御審議をお願いする案件は、午前中に現地調査を実施しました
	「土石の採掘及び一部農地造成」です。初めに、静岡県における「土
	石の採掘」に係る林地開発許可の取扱いを御説明します。
	土石の採掘は、10年を超えるような長期計画が多くあります。この
	ため、事業の確実性等の観点から、長期計画を許可するのではなく、
	採石法や砂利採取法の許認可の期間で一度区切って許可を行い、許可
	期間が切れる時点で、新しい許可と現許可の廃止を行っています。こ
	れを、通称「更新許可」と呼んでおります。
	本件は、更新許可と併せて、前回の個別諮問から開発行為に係る森
	林の面積から累積で5ヘクタール以上拡大することから、お手元の例
	規集インデックスの3番にあります諮問の取扱い基準第1の1(2)に
	該当し、個別諮問となるものです。
	それでは、審査を行ないました中遠農林事務所から御説明します。
中遠農林事務所	(個別諮問 案件説明)
(田代班長)	
今泉議長	ただいまの説明に関して、不明な点、もう少し詳しく聞きたい部分

について、質問の時間をもつこととします。質問がある場合は、挙手 したうえで発言してください。

## ■■委員

気になる点を申し上げますと、水害の防止という観点になりますが、 水害というのは具体的には、事業地から流れ出る水が下流側の生命財産に何らかの被害を与えるということかと思いますが、事業地から流れ出る河川は、名無しですぐに海に到達する河川ではありますが、地図を見る限り、その河川に大量の水を流す場合、被害が出る人家等が無いわけではないと見えました。

今回、放流管を大きなものに増設するということですが、放流管は 上流から流入してくる水を速やかに下流に放流するために設置するも のだと思うのですが、速やかに大量の水を下流に流すということは、 下流にとっては水害のリスクを拡大する可能性があるように見受けら れます。放流管から流出される下流の話なのですが、放流管の先から 人家に至るまでの間に、河川が道路と並走している箇所があると思い ますが、その付近は河川周辺が樹木に覆われている状態でした。そこ が増水した場合に、樹木が洗堀されて流木になる可能性があります。 流木が混じった洪水が発生して、さらに流下していくと、道路の橋が いくつかあると思いますが、橋脚で閉塞を起こして水害になるという ケースが容易に想像される現場だと思いました。

これを未然に防止するために、下流河川の周りの樹木を予め除去しておくことや、或いは流木を伴う水害が発生した場合に、氾濫の恐れがある区域というのがある程度想定できると思いますので、その区域の住民に対して、上流で放流管のサイズが大きくなったことを含め予め知っておいていただいて、100年確率降雨があった際は速やかに避難していただくですとか、そういった対応をしていただけると災害リスクを減らせると感じました。

林地開発許可制度でどこまで対応できるかわかりませんが、今回の 現場を見て起こりうる水害という観点で、意見を申し上げました。

## 中遠農林事務所(田代班長)

ご指摘の通り、事業地の直下流の河川は、山林内の河川で、草に覆われていたり、枯れた木や枝葉が堆積したりしている箇所もあります。河川管理者である市や県土木事務所と調整しまして、ご指摘のような心配があるということを共通認識としまして、事業者を指導していきたいと思います。

今回、放流管を増設することについて、放流管出口の河川が市管理 河川となっており、掛川市も大量の水が流されることによる洗堀を心 配しており、水叩き等を設置するように指導されていると聞いていま

	す。水叩きというわずかな部分での対策であり、大きな改修は難しい
	│ │かと思いますが、災害を未然に防ぐような調整をしていきたいと考え
	ています。
事務局	併せて、事務所から、事業者が河川管理者とどういったやり取りを
(松野課長代理)	しているか、説明してください。
中遠農林事務所	下流河川の調査を行い、各ポイントでの断面や流下量、流下能力を
(田代班長)	調査し、河川管理者に確認をしてもらっています。
■■委員	それはよくわかりました。ただ、河川管理者は流量のみを見ている
	と思いますが、最近の水害の状況を見ますと、水だけで発生している
	わけではなく、水とともに土砂や流木が流れてきて、特に流木が橋脚
	にかかり閉塞して発生するというのが、全国どこでも起きています。
	河川管理者は、残念ながら現時点でそこまでチェックできていませ
	ん。河川管理者は水の量で確認するルールになっていますので、そこ
	も併せて確認し、何らかの未然防止対策を検討していただくのがよい
	かと思います。
今泉議長	では、ぜひ河川管理者と情報を交換しながら調整をお願いしたいと
	思います。このほか、ありますか。
■■委員	2ページの文化財所在有無について、芳峠砦という文化財登録され
	た箇所があるとのことで、北側に拡大するのであれば届出が必要とい
	うことですが、掛川市としては、拡大されてその箇所が無くなるけれ
	ども届出がされれば問題ないということでしょうか。
中遠農林事務所	(資料により説明)
(田代班長)	この位置が芳峠砦の箇所となっています。今後、この箇所に直接行
	為がかかる場合は、届け出るようにということです。今回は、直接行
	為がかからないため、届出は不要ということで、現時点ではそのよう
	な状況です。
■■委員	今回の事業エリアにはかからないということですね。
中遠農林事務所	そうです。
(田代班長)	
今泉議長	その他、いかがでしょうか。
■■委員	前回の諮問から1年強でまた諮問されたわけですが、今後の更なる
	拡大の計画はあるのでしょうか。
中遠農林事務所	盛土材の需要が高く、防潮堤事業もまだ数年継続される見込みです。
(田代班長)	(資料により説明)
	(非開示情報)

■■委員 拡大した場合、必要とされる調整池容量、下流への放流量は変わってくるかと思いますが、それはその都度改修を行うということでしょうか。  中遠農林事務所 (田代班長)		<u>,                                      </u>
中遠農林事務所 (田代班長)  中遠農林事務所 (田代班長)  「中遠農林事務所 (田代班長)  「中遠農林事務所 (田代班長)  「中遠農林事務所 (田代班長)  「田代班長)  「田代班長」  「田代野長」  「田田、田本 「田田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大	■■委員	拡大した場合、必要とされる調整池容量、下流への放流量は変わっ
中速農林事務所 (田代班長) そうです。その都度計画を立てて、その面積に応じた容量、流量を		てくるかと思いますが、それはその都度改修を行うということでしょ
(田代班長) 算定し調整池を設計します。今回の申請では、その後さらに拡大する ことを見込んで放流管を追加しています。 ◆ の他、いかがでしょうか。		うか。
□■委員 □■委員 □■委員 □■委員 □■委員 □■委員 □■委員 □■委員	中遠農林事務所	そうです。その都度計画を立てて、その面積に応じた容量、流量を
●■委員   その他、いかがでしょうか。   関係者の方々への説明というのは、拡大の計画の際に、その都度行っているのですか。   でき農林事務所 (田代班長)   現在の地区関係者の方々は、事業地がまた拡大されるということは理解しているのでしょうか。しばらくの間、この事業地で採掘が行われることは承知しているということでしょうか。良質な土砂と聞いたので、事業地が大きくなるのですよね。   不知しています。防潮堤事業が落ち着いてくると、採取量(事業地拡大のペース)も落ち着いてくるかと思います。   地域の人が、どの程度の規模なら許容できるのだろうか、と思いましたが。   中遠農林事務所 (田代班長)   付近で同じように採掘しているところもありますので、(どんどん拡大されれば)地域の方が心配になってくる可能性もあると思います。   2ページに直近の許可の答申時の指導事項が記述されており、「緑化計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を指すのでしょうか。   そうです。   では、「ないと思います。   そうです。   では、「ないと思います。   そうです。   では、「ないがでしょうか。   できたいと思います。   そうです。   では、「ないがでしょうか。   できたいと思います。   では、「ないがでしょうか。   できたいと思います。   できたいます。   できたいと思います。   できたいます。   できたいと思います。   できたいといいと思います。   できたいと思います。   できたいと思います。   できたいと思います。   できたいと思います。   できたいといいます。   できたいといいます。   できたいといいます。   できたいといいます。   できたいといいといいます。   できたいといいます。   できたいといいます。   できたいといいます。   できたいとい	(田代班長)	算定し調整池を設計します。今回の申請では、その後さらに拡大する
■■委員 関係者の方々への説明というのは、拡大の計画の際に、その都度行っているのですか。  中遠農林事務所 (田代班長) 現在の地区関係者の方々は、事業地がまた拡大されるということは理解しているのでしょうか。しばらくの間、この事業地で採掘が行われることは承知しているということでしょうか。良質な土砂と聞いたので、事業地が大きくなるのですよね。 承知しています。防潮堤事業が落ち着いてくると、採取量(事業地拡大のペース)も落ち着いてくるかと思います。 地域の人が、どの程度の規模なら許容できるのだろうか、と思いましたが。 中遠農林事務所 (田代班長) 大されれば)地域の方が心配になってくる可能性もあると思います。 2ページに直近の許可の答申時の指導事項が記述されており、「緑化計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を指すのでしょうか。 そうです。 現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。		ことを見込んで放流管を追加しています。
中遠農林事務所 (田代班長)  ■■委員  現在の地区関係者の方々は、事業地がまた拡大されるということは理解しているのでしょうか。しばらくの間、この事業地で採掘が行われることは承知しているということでしょうか。良質な土砂と聞いたので、事業地が大きくなるのですよね。承知しています。防潮堤事業が落ち着いてくると、採取量(事業地拡大のペース)も落ち着いてくるかと思います。  ■■委員  ・中遠農林事務所 (田代班長)  ・中遠農林事務所 (田代班長)  ・中遠農林事務所 (田代班長)  ・中遠農林事務所 (田代班長)  ・中遠農林事務所 (田代班長)  ・中遠農林事務所 (田代班長)  ・「中遠農林事務所 (田代政長)  ・「中遠農林事務所 (田代政長)  ・「中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、	今泉議長	その他、いかがでしょうか。
中遠農林事務所 (田代班長) 現在の地区関係者の方々は、事業地がまた拡大されるということは 理解しているのでしょうか。しばらくの間、この事業地で採掘が行われることは承知しているということでしょうか。良質な土砂と聞いたので、事業地が大きくなるのですよね。 承知しています。防潮堤事業が落ち着いてくると、採取量(事業地拡大のペース)も落ち着いてくるかと思います。 地域の人が、どの程度の規模なら許容できるのだろうか、と思いましたが。 付近で同じように採掘しているところもありますので、(どんどん拡大されれば)地域の方が心配になってくる可能性もあると思います。 2ページに直近の許可の答申時の指導事項が記述されており、「緑化計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を指すのでしょうか。 そうです。 現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。 今泉議長 その他、いかがでしょうか。 現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。	■■委員	関係者の方々への説明というのは、拡大の計画の際に、その都度行
田■委員 現在の地区関係者の方々は、事業地がまた拡大されるということは 理解しているのでしょうか。しばらくの間、この事業地で採掘が行われることは承知しているということでしょうか。良質な土砂と聞いたので、事業地が大きくなるのですよね。   中遠農林事務所 (田代班長) 拡大のペース) も落ち着いてくるかと思います。 地域の人が、どの程度の規模なら許容できるのだろうか、と思いましたが。   一重委員   位近で同じように採掘しているところもありますので、(どんどん拡大されれば) 地域の方が心配になってくる可能性もあると思います。   2ページに直近の許可の答申時の指導事項が記述されており、「緑化計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を指すのでしょうか。   では代班長   できたいと思います。   できたいと思いまでは、「かり崩す計画があるけど、前回答申時に順次線化するよう指導があったので縁化した」ということでしょうか。   中遠農林事務所   前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、		っているのですか。
■■委員 現在の地区関係者の方々は、事業地がまた拡大されるということは 理解しているのでしょうか。しばらくの間、この事業地で採掘が行われることは承知しているということでしょうか。良質な土砂と聞いたので、事業地が大きくなるのですよね。  中遠農林事務所 (田代班長)	中遠農林事務所	そうです。地元地区に説明しています。
理解しているのでしょうか。しばらくの間、この事業地で採掘が行われることは承知しているということでしょうか。良質な土砂と聞いたので、事業地が大きくなるのですよね。  → 連農林事務所 (田代班長)	(田代班長)	
れることは承知しているということでしょうか。良質な土砂と聞いたので、事業地が大きくなるのですよね。  承知しています。防潮堤事業が落ち着いてくると、採取量(事業地拡大のペース)も落ち着いてくるかと思います。  地域の人が、どの程度の規模なら許容できるのだろうか、と思いましたが。  中遠農林事務所 (田代班長) 大されれば)地域の方が心配になってくる可能性もあると思います。  ②ページに直近の許可の答申時の指導事項が記述されており、「緑化計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を指すのでしょうか。  ・中遠農林事務所 (田代班長) 現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。  今泉議長 その他、いかがでしょうか。  『■委員 現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。  く泉議長 その他、いかがでしょうか。  『現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。	■■委員	現在の地区関係者の方々は、事業地がまた拡大されるということは
ので、事業地が大きくなるのですよね。  中遠農林事務所 (田代班長) 拡大のペース)も落ち着いてくるかと思います。  ■■委員 地域の人が、どの程度の規模なら許容できるのだろうか、と思いましたが。  中遠農林事務所 (田代班長) 大されれば)地域の方が心配になってくる可能性もあると思います。  2ページに直近の許可の答申時の指導事項が記述されており、「緑化計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を指すのでしょうか。  ・「も、そうです。 (世代班長) 現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。  今泉議長 その他、いかがでしょうか。  ■■委員 現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。		理解しているのでしょうか。しばらくの間、この事業地で採掘が行わ
中遠農林事務所 承知しています。防潮堤事業が落ち着いてくると、採取量(事業地拡大のペース)も落ち着いてくるかと思います。  ■■委員 地域の人が、どの程度の規模なら許容できるのだろうか、と思いましたが。  中遠農林事務所 付近で同じように採掘しているところもありますので、(どんどん拡大されれば)地域の方が心配になってくる可能性もあると思います。  2ページに直近の許可の答申時の指導事項が記述されており、「緑化計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を指すのでしょうか。  中遠農林事務所 (田代班長)  ■■委員 現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。  今泉議長 その他、いかがでしょうか。  ■■委員 現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。		れることは承知しているということでしょうか。良質な土砂と聞いた
<ul> <li>(田代班長) 拡大のペース)も落ち着いてくるかと思います。</li> <li>■■委員 地域の人が、どの程度の規模なら許容できるのだろうか、と思いましたが。</li> <li>中遠農林事務所 付近で同じように採掘しているところもありますので、(どんどん拡大されれば)地域の方が心配になってくる可能性もあると思います。</li> <li>■ ② ページに直近の許可の答申時の指導事項が記述されており、「緑化計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を指すのでしょうか。</li> <li>中遠農林事務所 (田代班長)</li> <li>■ ■委員 現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。</li> <li>今泉議長 その他、いかがでしょうか。</li> <li>■ ■委員 現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。</li> <li>中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、</li> </ul>		ので、事業地が大きくなるのですよね。
■■委員 地域の人が、どの程度の規模なら許容できるのだろうか、と思いましたが。  中遠農林事務所 付近で同じように採掘しているところもありますので、(どんどん拡大されれば)地域の方が心配になってくる可能性もあると思います。  2ページに直近の許可の答申時の指導事項が記述されており、「緑化計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を指すのでしょうか。  中遠農林事務所 (田代班長)  ■■委員 現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。  今泉議長 その他、いかがでしょうか。  ■■委員 現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。  中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、	中遠農林事務所	承知しています。防潮堤事業が落ち着いてくると、採取量(事業地
中遠農林事務所 (田代班長) 付近で同じように採掘しているところもありますので、(どんどん拡大されれば)地域の方が心配になってくる可能性もあると思います。	(田代班長)	拡大のペース)も落ち着いてくるかと思います。
中遠農林事務所 (田代班長) 付近で同じように採掘しているところもありますので、(どんどん拡大されれば)地域の方が心配になってくる可能性もあると思います。  2ページに直近の許可の答申時の指導事項が記述されており、「緑化計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を指すのでしょうか。  中遠農林事務所 (田代班長) 現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。  今泉議長 その他、いかがでしょうか。  ■■委員 現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。  中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、	■■委員	地域の人が、どの程度の規模なら許容できるのだろうか、と思いま
<ul> <li>(田代班長) 大されれば)地域の方が心配になってくる可能性もあると思います。</li> <li>■■委員 2ページに直近の許可の答申時の指導事項が記述されており、「緑化計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を指すのでしょうか。</li> <li>中遠農林事務所 (田代班長) 現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。</li> <li>今泉議長 その他、いかがでしょうか。</li> <li>■■委員 現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。</li> <li>中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、</li> </ul>		したが。
■■委員 2ページに直近の許可の答申時の指導事項が記述されており、「緑化計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を指すのでしょうか。  中遠農林事務所 (田代班長)  ■■委員 現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。  今泉議長 その他、いかがでしょうか。  ■■委員 現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。  中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、	中遠農林事務所	付近で同じように採掘しているところもありますので、(どんどん拡
計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を 指すのでしょうか。  中遠農林事務所 (田代班長)  ■■委員  現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程 遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていた だきたいと思います。  今泉議長  その他、いかがでしょうか。  現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどア リバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者と しては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指 導があったので緑化した」ということでしょうか。  中遠農林事務所  前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、	(田代班長)	大されれば)地域の方が心配になってくる可能性もあると思います。
指すのでしょうか。  中遠農林事務所 (田代班長)  ■■委員 現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。  今泉議長 その他、いかがでしょうか。  ■■委員 現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。  中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、	■■委員	2ページに直近の許可の答申時の指導事項が記述されており、「緑化
中遠農林事務所 (田代班長)  ■■委員 現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。  今泉議長 その他、いかがでしょうか。  ■■委員 現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。  中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、		計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を
<ul> <li>(田代班長)</li> <li>■■委員</li> <li>現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。</li> <li>今泉議長</li> <li>その他、いかがでしょうか。</li> <li>■■委員</li> <li>現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。</li> <li>中遠農林事務所</li> <li>前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、</li> </ul>		指すのでしょうか。
<ul> <li>■■委員 現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。</li> <li>今泉議長 その他、いかがでしょうか。</li> <li>■■委員 現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。</li> <li>中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、</li> </ul>	中遠農林事務所	そうです。
遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていただきたいと思います。  今泉議長 その他、いかがでしょうか。  ■■委員 現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。  中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、	(田代班長)	
だきたいと思います。	■■委員	現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程
今泉議長 その他、いかがでしょうか。  ■■委員 現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。  中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、		遠いと感じましたので、緑化については事業者に積極的に行っていた
■■委員 現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。  中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、		だきたいと思います。
リバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。 中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、	今泉議長	その他、いかがでしょうか。
しては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。  中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、	■■委員	現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどア
導があったので緑化した」ということでしょうか。 中遠農林事務所 前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、		リバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者と
中遠農林事務所前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、		しては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指
		導があったので緑化した」ということでしょうか。
(田代班長) 計画通り実施するよう指導します。事業者には次期計画はあっても、	中遠農林事務所	前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、
	(田代班長)	計画通り実施するよう指導します。事業者には次期計画はあっても、

	計画通り緑化するよう指導します。次期計画があることは理解します
	が、許可している計画内容をしっかり実施してもらうよう指導してい
	ます。植栽したものが勿体ないということはありますが、防災等の観
	点からしっかり緑化するよう指導しています。
■■委員	許可の更新のスピード感としては、異例の速さという感じなのでし
	ょうか。また、それは津波対策事業という特殊な事業があるため、と
	いうことでしょうか。
中遠農林事務所	そうですね。その事業を実施しているのが、中遠農林事務所になり
(田代班長)	ます。
今泉議長	それでは、この件について、委員の皆様の意見を伺いたいと思いま
	す。特に付したい意見等がありましたらお願いします。
	防災計画、緑化計画、施工中の対応など、特に付したい意見等があ
	りましたらお願いします。
事務局	事務局から付帯意見と指導事項について説明します。
(松野課長代理)	静岡県では、森林審議会からの意見等を、付帯意見と指導事項に区
	別しています。
	付帯意見は、答申に付帯される森林法の法的効力を持つものという
	ことで、比較的大きな懸念事項、特に重要なことで付す事項を、「付帯
	意見」としています。それ以外のものについては、「指導事項」という
	ことで付しています。
	ですので、重さという点では付帯意見のほうが重く、指導事項とい
	うのは一般的に注意してもらう事項ということで、事業者の方に伝え
	ます。いずれにしても、付帯意見、指導事項ともに、事業者に審査者
	から伝え、次回の林地保全部会時に対応等を報告させるようにしてい
	ます。
■■委員	■■委員からの意見は非常に重要な事項かと思いますが、林地開発
	許可制度の範疇で対応できる事項なのか、事務局に教えてもらいなが
	ら検討してはどうでしょうか。
事務局	林地開発許可制度からすると、森林法第10条の2の条文「当該開発
(松野課長代理)	行為をする森林の現に有する」ですので、基本的には、開発行為をす
	る森林の現に有する機能を確保するということになります。
	森林法の枠の中で考えますと、当該開発行為をする森林かというと、
	下流の森林は該当しませんので、付帯意見とするのは難しいと考えま
	す。指導事項については、懸念されることは、森林法の枠を極端に外
	れるものでなければ、審議会の趣旨からして結構です。本件は指導事
	項として付すのは、問題ないと考えます。

■■委員	放流管の規模が約2倍に拡大されるため、開発行為と相まって、同
	じ雨量でも洪水の水量が増加することが懸念され、直下の河川沿いの
	流木を巻き込みながら、そのさらに下流の橋脚に詰まることによる水
	害が懸念されるということを、住民の方々に十分周知してもらいたい、
	という内容です。
事務局	放流管の拡大に伴い、洪水時の下流への流出量が増加することから、
(松野課長代理)	下流住民に周知を図る。
■■委員	周知を図るとともに、河川管理者との調整のもと、防災(流木対策)
	に努めること。
事務局	河川管理者との調整というのは、農林事務所に対する指導事項にな
(松野課長代理)	るでしょうか。事業者に対する指導事項と審査機関に対する指導事項
	を分けて記載するのがよろしいでしょうか。
	事業者に対する指導事項として、「放流管の拡大に伴い、洪水時の下
	流への流出量が増加することについて、下流住民への周知を図るこ
	と。」、審査機関への指導事項として、「放流管の拡大に伴い、洪水時の
	下流への流出量が増加するため、河川沿いの流木対策等について、農
	林事務所及び河川管理者間で調整すること。」、いかがでしょうか。
■■委員	はい。
■■委員	
今泉議長	その他、よろしいでしょうか。
■■委員	前回答申時に緑化に関する指導事項がありますが、やはり緑化は着
	実に行ってもらう必要がありますので、緑化に関す指導事項は引き続
	き付した方がよろしいかと思います。再拡大がされる可能性はあって
	も、緑化は確実に行ってもらう必要があると思います。
事務局	前回答申と同じ文言「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画
(栗島主任)	に従い緑化すること。」を追加する形でよろしいでしょうか。
■■委員	はい。ただし、先ほどの説明で、緑化不良箇所は措置を取るとの説
	明がありましたので、それについても指導事項として加えた方がよろ
	しいかと思います。
事務局	「緑化状況が不良な箇所については、早期緑化を図るため、必要な
(松野課長代理)	措置を講じること。」、この文言で、いかがでしょうか。
■■委員	よろしいかと思います。
今泉議長	それでは、指導事項についてまとめます。
	事業者に対する指導事項として、
	・放流管の拡大に伴い、洪水時の下流への流出量が増加することにつ
	いて、下流住民への周知を図ること。

事務局	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する
(和田班長)	
東部農林事務所	(包括諮問 許可2 案件説明)
	について審査機関である東部農林事務所から御説明します。
(松野課長代理)	る「宿泊施設・レジャー施設の設置 (グランピング宿泊施設・BBQ 施設)」
事務局	次に、包括諮問の赤インデックス、許可の2番、伊東市十足におけ
	画に従い緑化すること。」を付しております。
	また、指導事項として「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計
	しないと認められる。」との答申を出しております。
(松野課長代理)	公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当
事務局	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する
(鈴木技師)	
東部農林事務所	(包括諮問 許可1 案件説明)
	部農林事務所から御説明します。
	豆の国市神島おける「土石の採掘(採石)」について審査機関である東
	初めに、包括諮問の赤インデックス、許可の1番、伊豆市堀切・伊
	2件に分けて、説明・報告と質疑応答を行います。
	本について脚説明し、その後、事務局がら告中内谷を報合しより。   なお、全部で7件ございますので、最初に3件、次に2件、最後に
(14年) 林文16年)	果について御説明し、その後、事務局から答申内容を報告します。
● ● 一	まず、はじめに、審査を行ないました各機関から計画内容・審査結
事務局	願いします。 それでは、包括諮問案件につきまして、答申内容を御報告します。
今泉議長	それでは、続いて、議案(2)の包括諮問案件の説明及び答申報告をお
<u> </u>	で答申します。
	10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる』ということ
	採掘及び一部農地造成に係る林地開発許可申請については、『森林法第
今泉議長	以上を指導事項としたうえで、議案(1)、掛川市大坂における土石の
委員一同	(異議なし)
	を付したいと思います。よろしいでしょうか。
	すること。
	川沿いの流木対策等について、農林事務所及び河川管理者間で調整
	・放流管の拡大に伴い、洪水時の下流への流出量が増加するため、河
	審査機関への指導事項として、
	置を講じること。
	・緑化状況が不良な箇所については、早期緑化を図るため、必要な措
	・最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること。

(松野課長代理)	公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当
	しないと認められる。」との答申を出しております。
	併せて、付帯意見として「事業完了後は、浸透トレンチ管及び浸透
	エリアの浸透能力を定期的に調査し必要に応じて浸透トレンチ管の増
	設等を行うほか、浸透トレンチ管に堆積した土砂の浚渫等を適切に実
	施するなど、浸透トレンチ管及び浸透エリアにおいて必要な浸透能力
	が発揮されるように維持管理を徹底すること。」を付しました。
	また、指導事項として「①開発地の土質はスコリアであることから、
	排水路流末や法面の侵食防止対策に万全を期すこと。②開発地は富士
	箱根伊豆国立公園第三種特別地域に重複・隣接することから、開発に
	伴って生ずる裸地の緑化にあたっては、在来種・国産種苗を基本とし、
	当該特別地域に影響が出ないよう、十分に配慮すること。」を付してお
	ります。
事務局	次に、包括諮問の赤インデックス、許可の3番、富士宮市星山にお
(松野課長代理)	ける「土石の採掘(砂利)」について審査機関である富士農林事務所か
	ら御説明します。
富士農林事務所	(包括諮問 許可3 案件説明)
(鈴木主査)	
事務局	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する
(松野課長代理)	公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当
	しないと認められる。」との答申を出しております。
	また、指導事項として「①事業区域外へのいっ水防止対策および土
	砂流出防止対策に万全を期すこと。②最終残壁が完成した箇所から、
	順次緑化計画に従い緑化すること。」を付しております。
今泉議長	ただいまの3件の報告に対して、質問や御意見がある場合は、挙手
	したうえで発言してください。
■■委員	2番目の案件について、事業区域外に流出する水がなく、浸透させ
	るということで、(事務局から先に説明のあった) 付帯意見をつけてい
	ただいていて、それは妥当だと思います。
	しかし、資料の5ページに、「調書別紙(水害の防止)」という資料
	がありますが、表に記載された流出量の単位が「m3/hr」となっており
	ますが、区域内の雨水を浸透エリアへ放流するということは、これは
	流出量なので、ピーク流出量の単位である「m3/s」で書くべき数値で
	はないかなと思います。
	雨を集めるわけですから、流量になるわけで、集めた水がピーク流
	量として毎秒何トンかという数字と、そこで浸透できる最大浸透量と

	の比較をしなければならないと思うので、ここで「m3/hr」という単位
	の表記がおかしいのではないかなと思いました。
東部農林事務所	単位がおかしいのではないかという御質問であるかと思います。
(和田班長)	私どもの方で、雨水の浸透について計算する際に参照させていただ
	   きました「雨水浸透施設技術指針」というものがございます。
	こちらを参照して、今回の浸透量を算出していますが、この技術指
	針によりますと、浸透量を算出する際に、「m3/hr」で算出しておりま
	す。
	このため、それに合わせて、流出量の方も「m3/hr」で算出している
	ところでございます。以上です。
■■委員	その基準(雨水浸透施設技術指針)は、「例規集」の中に掲載されて
	いるのでしょうか。
事務局	「例規集」の中には記載されていません。
(松野課長代理)	
■■委員	「合理式」を使わずに、別の式を使って流出量(m3/hr)を計算され
	たということですか。
東部農林事務所	流出量は「合理式」を使って出しておりまして、そちらを変換して
(和田班長)	います。
事務局	(「合理式」で計算した)「m3/s」を「m3/hr」に換算しているという
(松野課長代理)	ことで、いいですか。
東部農林事務所	はい、そうです。
(和田班長)	
■■委員	それなら納得しましたが、ここに書くときに、「m3/s」の数値も並記
	していただいた方が、誤解がないと思います。
■■委員	1番と2番の案件について質問があります。
	最初は1番ですが、1ページ目の生息動物に係る記載で、「静岡県レ
	ッドデータブックⅡ類以上の希少動植物種は現地で確認されていな   
	い」ということが書いてありますが、これは昭和 58 年のときの調査の   
	結果確認されなかった、という意味でしょうか。
	今回調査しなくていいという理由が、そのとき(昭和 58 年)にⅡ類
	以上の希少動植物種が確認されず、今回区域を変更していないから調
士 40 曲 44 - 25 - 25	査しなくていい、という意味でしょうか。
東部農林事務所	これに関しましては、昭和 58 年に自然保護課と覚書を締結し、それ
(鈴木技師) 	以降更新許可のタイミングで、自然保護課と毎回協議をしております。
	今回に関しましては、区域の変更を伴わない継続事業ということで、
	協定に係る希少種調査等の必要がないということを確認しておりま

	す。以上です。
	つまり 58 年に調査をやって以降、調査はやってないということです
	よね。
東部農林事務所	はい。
(鈴木技師)	
■■委員	この制度そのものの問題なのかもしれないので、今申し上げてもあ
	れなのかもしれませんが、昭和 58 年というと、現在ではかなり状況が
	変わっているのではないかと思うので、昭和 58 年にレッドデータブッ
	クの該当種がいなかったから今調査しなくていい、ということにはな
	らないと思うので、そのあたりは自然保護課と、今後どうあるべきか
	ということを是非考えていっていただきたいなと思います。
	自然環境保全条例が結ばれているから、調査が大丈夫という保証に
	はならないので、是非そのあたりは積極的にもうちょっと調べていた
	だけるようにお願いしたいです。
東部農林事務所	今回の更新許可にあたって、事業者と審査の過程で話していく中で、
(鈴木技師)	今御指摘のあった点については、話題にあがったところです。
	実際のところ、事業者は採石事業を継続していますが、社の■■も
	協議に参加し、調査してないが、「ここら辺に、(希少動植物が)出る
	可能性がある」というような (想定をして)、希少動植物の写真や冊子
	を、現場小屋の中において、適宜現場の作業員が確認できるようにし
	ましょうという話になって、今そのような形で進めているというふう
	に伺っております。
■■委員	ありがとうございます。とてもいいことだなと思うので、是非よろ
	しくお願いします。
	それから2番ですが、(非開示情報)
	│ あともう1点、伐採木をどう処理されたのか、分かれば教えてくだ │ <sub>→・・</sub>
+ +n 曲 ++ + 24 =r	さい。
東部農林事務所	(非開示情報) 
(和田班長)	伐採木に関しましては、チップ化することを考えております。チップルレス 提中の失済やその国辺に敷き詰めることを考えております。
	プ化して、場内の歩道やその周辺に敷き詰めることを考えております。 
	使えないものは廃止することを考えております。以上です。 2番の案件で、1点お願いします。
■■安貝	2番の条件で、「点の願いします。     指導事項において、(国立公園の)特別地域にかかるということで、
	「緑化にあたっては、在来種・国産種苗を基本とし」という言い回し
	「極心にあたっては、任木槿・国産槿田を基本とし」という言い回し   になっておりますが、4ページ(の緑化計画)を見ると、日本の植物
	になっておりようが、4ペーク(の縁に計画)を見ると、日本の植物   ではないものが混じっているように見受けられますが、これは緑化を
	このない。しいか7月としてもであるプロ元又につれてありか、これは8年12年

	進めるためにやむを得ずなのか、別のものに代替できるのか、教えて
	いただきたいと思います。
	具体的には、「ヒペリカムヒドコート」はたぶん日本の植物ではない
	かなという気がします。「コデマリ」ももしかしたら怪しいかなと思い
	ますが、わかりましたら教えてください。
東部農林事務所	植栽木に関しましては、確かにヒペリカムヒドコートは国産ではな
(和田班長)	いと思います。
	ただこちらに関しましては、事業者も、植物についていろいろ調べ、
	計画地に適するものを挙げているというふうに聞いております。
	代替できるかどうかについては、なんとも言い兼ねるところがあり
	ますが、事業者は植物の専門家にも相談し、環境に影響を与えないよ
	うな形で、植栽とか種子吹付とかをやっていこうと考えていると聞い
	ております。以上です。
■■委員	国立公園の第三種特別地域ということと、地図を見ると大室山の麓
	の大変豊かな自然が残っているところになりますので、できる限り配
	慮していただきたいなと思いました。以上です。
今泉議長	その他いかがでしょうか。
■■委員	2番目の案件について質問ですが、残置森林内をグランピング施設
	の利用者が歩き回ったりするのでしょうか。
東部農林事務所	絶対ないとは言い兼ねますが、基本的に動線は確保されておりまし
(和田班長)	て、基本的にはそちらの方を歩くようになっておりまして、あまり残
	置森林の中を歩き回るような形にはなっていないと聞いております。
■■委員	(非開示情報)
東部農林事務所	(非開示情報)
(和田班長)	
■■委員	わかりました。
今泉議長	その他、よろしいでしょうか。
	それでは、次は4番目の案件について、説明よろしくお願いします。
事務局	続きまして、包括諮問の赤インデックスの4番、榛原郡川根本町下
(松野課長代理)	長尾における「工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置)」につい
	て審査機関である志太榛原農林事務所から御説明します。
志太榛原	(包括諮問 許可4 案件説明)
農林事務所	
(豊竹班長)	
事務局	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する
(松野課長代理)	公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当

	しないと認められる。」との答申を出しております。
	また、指導事項として「①事業区域外への土砂流出防止対策に万全
	を期すこと。②調整池放流水や場内排水の流末の浸食防止対策に万全
	を期すこと。③造成緑地について、在来種による緑化を検討すること。」
	を付しております。
事務局	次に、包括諮問の赤インデックス、許可の5番、牧之原市静谷にお
(松野課長代理)	ける「その他(残土処理場の建設)及び農用地の造成」について審査機
	関である志太榛原農林事務所から御説明します。
志太榛原	(包括諮問 許可5 案件説明)
農林事務所	
(豊竹班長)	
事務局	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する
(松野課長代理)	公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当
	しないと認められる。」との答申を出しております。
	また、「①事業区域外への溢水防止対策および土砂流出防止対策に万
	全を期すこと。②造成緑地について、在来種による緑化を検討するこ
	と。」を付しております。
今泉議長	ただいまの2件の報告に対して、質問や御意見がある場合は、挙手
	したうえで発言してください。
■■委員	4番ですが、この場所の景観上の問題はどうなのか、触れられてい
	なかったような気がします。
	地元から「芝桜を植えて欲しい」と要望が出ていると書いてありま
	したが、ということは、どこか(周辺)からよく見えるのではないか
	と思うのですが。景観上の問題についての質問です。
志太榛原	景観に関しましては、川根本町くらし環境課と協議をしておりまし
農林事務所	て、届出書を今後提出するというように話を聞いております。以上で
(豊竹班長)	す。
事務局	ここは外周から見えるような場所でしょうか、それとも見えないよ
(松野課長代理)	うな場所でしょうか。景観法の手続きではなくて、景観上の影響はあ
	りますか。
志太榛原	川下の川根本町の町中からは、(本計画地は)山の中になるので、見
農林事務所	えにくい場所になります。以上です。
(豊竹班長)	
事務局	地元から「芝桜を植えて欲しい」というような意見がありますが、
(松野課長代理)	実際はそれほど、いろいろな人の目につくような場所ではないという
	ことでいいでしょうか。

志太榛原 山の中になってしまうので、ほとんど目立たを 農林事務所 と周りに森林があるので、パネル自体が外から	
	目ぇスレいうとうたこ
(	元んるというようなと
(豊竹班長) とはほぼありません。以上です。	
■■委員 5番の案件で、4ページ目の緑化計画の中で、	、吹付種子に「トール
フェスク」、「ウィーピンググラス」が含まれる。	という説明がありまし
たが、この2種は環境省の「生態系被害防止外系	来種リスト」の中に入
っている、使ってはいけない外来種です。	
(事務局による指導事項において)「造成森林	について、在来種によ
る緑化を検討すること。」と書いてくださってい	ますが、在来種ではな
いとしても、この2種の使用はやめていただきだ	こいです。
事務局 事務局から指導事項を付しておりますが、事業	業者の意向等どうでし
(松野課長代理)ようか。	
志太榛原 事業者の意向としましては、緑化箇所は調整	他のすぐ上流で、防災
農林事務所 上重要な位置であるということで、早期緑化を	して土砂流出を防ぐと
(豊竹班長) いうことで、外来種で計画しておりますが、今行	後、種子の発芽率を考
慮しながら、(在来種による緑化を)考えていき	たいという回答をもら
っております。	
■■委員 例えば芝生にするとか、同じ外来種でも、問題	題が少ないもので、種
子が手に入りやすくて、値段も決して無理がなり	い範囲というものがあ
ると思います。	
この2種は本当に生態系に重大な被害を及ぼる	すということで、使っ
てはいけないリストの中に入っている2種なの	
業者を指導していただきたいと思います。よろし	
志太榛原 一部音声が不明瞭だったので確認ですが、2種	
農林事務所 ェスク」と「ウィーピンググラス」でよろしいて	<b>ごしょうか</b> 。
(豊竹班長)	
■■委員はい、そうです。	
環境省の「生態系被害防止外来種リスト」とし	いうリストの中に入っ
ているので、使わないでいただきたいです。	
志太榛原   はい、わかりました。	
農林事務所 その旨、事業者の方に伝えて、検討していた。	だくように指導したし
(豊竹班長) ます。	
■■委員よろしくお願いします。	
今泉議長その他、いかがでしょうか。	
■■委員 5番目の案件について、3ページ目の盛土の	
という項目がありますが、この計画は、谷埋め盛	主になると思います。

	なので、やはり防災への備えというのが重要ではないかと思います
	が、基準値欄に「雨水流入等の場合は、排水施設を設置」ということ
	が書かれていますが、これはきちんとした暗渠を設置するということ
	でよろしいでしょうか。
志太榛原	盛土の中に暗渠を設置するかという御質問でよろしいでしょうか。
農林事務所	
(豊竹班長)	
■■委員	はい。きちんと能力を持った暗渠を設置するのかという質問です。
志太榛原	盛土の中に直径 500 mmの暗渠管を設置し、縦坑も入れる計画になっ
農林事務所	ております
(豊竹班長)	
■■委員	では排水施設も十分にあるという、審査結果なのですね。
志太榛原	はい。
農林事務所	
(豊竹班長)	
事務局	続きまして、包括諮問の赤インデックス、許可の6番、菊川市河東
(松野課長代理)	における「土石の採取(砂利)」について審査機関である中遠農林事務
	所から御説明します。
中遠農林事務所	(包括諮問 許可 6 案件説明)
(田代班長)	
事務局	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する
(松野課長代理)	公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当
	しないと認められる。」との答申を出しております。
	また、「①事業区域外への溢水防止対策および土砂流出防止対策に万
	全を期すこと。②最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い
	緑化すること。」を付しております。
事務局	次に、包括諮問の赤インデックス、変更許可の 1 番、掛川市板沢に
(松野課長代理)	おける「残土処理及び農地造成」について審査機関である中遠農林事
	務所から御説明します。
中遠農林事務所	(包括諮問 変更許可1 案件説明)
(田代班長)	
事務局	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する
(松野課長代理)	公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当
	しないと認められる。」との答申を出しております。
	   また、「造成緑地について、在来種による緑化を検討すること。」を
	よた、「追戍隊地について、仕木惶による隊化を検討すること。」を
	はた、「追放縁地について、任木槿による縁化を検討すること。」を 付しております。

今泉議長	ただいまの2件の報告に対して、質問や御意見がある場合は、挙手
	したうえで発言してください。
■■委員	変更許可の案件ですが、水害の防止の観点で、許容放流量、オリフ
	ィスの数字が小さくなっていますがよろしいですか。
	開発面積が増えるということは、許容される流出量も増えると想定
	されますので、確認していただければと思います。
事務局	(中遠農林事務所に対して)直接放流量はどうなっていますか。
(松野課長代理)	放流量は、ある一定の数字になりますが、ここがそうだとは断定で
	きませんが、直接放流と調整池から放流するものがあって、直接放流
	量が今まで多かったものを減らすと、その分、川への負担が減るので、
	調整池から多く放流できることがあります。
	ここは、(調整池からの)放流量が減っているので、直接放流量が増
	えたという可能性があります。調整池に流入する面積が増加しても、
	中のレイアウト次第では、オリフィスでの絞りが小さくなる可能性が
	あります。
■■委員	後日でもよろしいので、確認の結果を教えていただければと思いま
	す。
■■委員	オリフィスは、既に設置してある訳ですよね。
中遠農林事務所	はい。
(田代班長)	
■■委員	わざわざ小さいものに作り替えるということは、普通はしないよう
	に思います。
今泉議長	確認の程、よろしくお願いします。
事務局	また確認して委員の皆様にお伝えするということでよろしいです
(松野課長代理)	か。
委員一同	はい。
今泉議長	その他、(質問等)ございますか。よろしいですか。
	では、質疑応答は終わりましたので、包括諮問の(指導事項の)確認
	をしていきたいと思います。
	県の方で指導事項を記入していただいておりますが、もし、林地保
	全部会の方で、追加で記載したほうが良いというものがあれば、これ
	に追加することが可能です。
	先ほどの議論を踏まえまして、追加したほうがよいもの(指導事項)
	があれば御指摘いただきたいです。いかがでしょうか。
■■委員	5番の牧之原市の案件、「在来種による緑化を検討すること」につい
	て、生態系被害防止外来種リストに入っている種を使わないというの

	は、「事業者に連絡します」と(志太榛原農林事務所から)回答いただき
	ましたが、特に追記する必要はないですかね。
■■委員	いや、書いた方がよいのではないでしょうか。
■■委員	今の(指導事項の)書き方では、弱いですね。
■■委員	そうですね、(生態系被害防止外来種リストへの記載種が)そのまま
	使われそうです。
■■委員	では、使用を避けるような形で(指導事項を追加する)。
事務局	何のリストですか。
(松野課長代理)	
■■委員	環境省の生態系被害防止外来種リストです。
事務局	「緑化にあたり、環境省生態系被害防止外来種リストに記載されて
(松野課長代理)	いる植物の使用を避けること。」これでよろしいですか。
■■委員	はい。
事務局	では、こちらを5番の指導事項として付すということでよろしいで
(松野課長代理)	しょうか。
委員一同	はい。
今泉議長	その他、いかがでしょうか。これ以上御意見がないようでしたら、
	今の一点を(指導事項として)追加していただくということでお願いし
	たいと思います。
今泉議長	以上で、本日の審議事項は終わります。ありがとうございました。
	事務局から連絡事項を報告してください。
事務局	連絡事項が2点ございます。
(松野課長代理)	1点目として、前回、御審議いただきました下田市加増野の2件の
	メガソーラー建設は、令和4年2月18日付けで許可しました。林地保
	全部会でいただきました付帯意見について、事業者からの回答を報告
	します。
事務局	(付帯意見等への対応報告)
(栗島主任)	
今泉議長	ただいまの報告について、委員の皆様から御意見があれば頂戴した
	いです。いかがでしょうか。
■■委員	基本的には、すべて受け止めてもらえているということでよろしい
	でしょうか。
事務局	特に水量・水質や希少種のモニタリングについては、一部やれない
(栗島主任)	というような回答も想定していましたが、そのようなことはなく、指
	導に従って実施しますという回答でした。
	基本的には、その他についても、森林審議会の意見や県の指導を踏

	まえて、事業者の方で検討していただいたと認識しています。
■■委員	13番に記載のある「評価書」はアセス法の評価書ですか。
事務局	本件、個々では(県条例アセスの)対象にならず、二事業でⅡ種事業
(松野課長代理)	   に該当します。Ⅱ種事業に該当すると、環境影響評価を実施するかし
	ないかについて、県が、市町等の御意見を聞いて判断することになり
	ます。
	評価書を作成することとなり、変更が必要になればということです。
	森林部局としては、環境影響評価を実施しなさい、であるとか、 II
	種事業に該当する事業であるとか、そこまでは言えないので、仮定形
	にしています。
■■委員	安定解析やモニタリングは、森林の防災機能、公益的機能を担保す
	る上で重要と思いますが、加えて、本件は住民や自治体の反対意見が
	あるので、このあたりはしっかりと(地元に対して)説明するよう県か
	ら指導をお願いします。
今泉議長	皆様、よろしいでしょうか。
	事務局から2点目の連絡事項をお願いします。
事務局	例規集のインデックスの4「森林審議会林地保全部会の林地開発許
(松野課長代理)	可審議の取扱い基準」の1を御覧ください。
	「部会は、年間数回定期的に開催し、その開催日は、委員の協議に
	より前年度内に部会長が定める。」と規定されています。 
	来年度の林地保全部会につきまして、事務局から、例年と同様に、
	6月、9月、12月、3月の計4回開催することを提案します。
	また、開催日は、事前に調整しますが、第2水曜日を基本に設定し
	たいと考えております。
A 2 = ¥ =	それでは、委員の皆様で御協議ください。
今泉議長	事務局から、来年度の開催計画について、提案がありましたが、御
<b></b>	意見等はございますか。
委員一同	(異議なし)
今泉議長	それでは、事務局からの提案のとおり来年度の林地保全部会を開催
	することにします。なお、事務局は、各委員の都合を事前に確認して   ください。
	へたさい。   事務局からの連絡事項は、以上でよろしいですか。
事務局	以上です。
事務局 (松野課長代理)	<u> </u>
今泉議長	│ │ では、これで本日の審議を終了いたします。事務局は、個別諮問案
/ /八戒又	件への付帯意見(指導事項)に対する事業者の回答など、次回の部会

	の席上で報告してください。
	また、事務局は、議事録を取りまとめ後、議事録署名人である■■委
	員の署名を受けてください。
今泉議長	事務局から他に何かありますか?
事務局	先ほどの(包括諮問変更許可①)件は、どうですか。
(松野課長代理)	
中遠農林事務所	掛川市板沢の変更許可案件について、今回、事業区域を拡大しまし
(田代班長)	たが、拡大部分に農道があり、この部分はどうしても側溝から直接放
	流になります。
	これを踏まえて下流の河川断面から放流量を検討したところ、直接
	放流が増えた分、調整池からの放流量を絞ることになりました。
事務局	よろしいでしょうか。
(松野課長代理)	
■■委員	はい。
今泉議長	ありがとうございました。
事務局	その他の連絡事項はございません。
(松野課長代理)	
今泉議長	それでは、すべての議事が終わりましたので、議長の任を解かせて
	いただき、事務局にお返ししたいと思います。
事務局	今泉部会長、ありがとうございました。
(松野課長代理)	以上で閉会となりますが、最後に、事務局を代表しまして、森林保
	全課長の宮崎から皆様に、お礼を申し上げます。
事務局	(挨拶)
(宮崎課長)	
事務局	以上をもちまして、令和3年度静岡県森林審議会第4回林地保全部
(松野課長代理)	会を閉会します。